

## 新病院予定地周辺整備に伴う技術支援業務委託特記仕様書

業務名 新病院予定地周辺整備に伴う技術支援業務委託  
履行場所 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号  
履行期間 契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日  
(契約後、速やかに技術者等の配置を行うこと。)  
ただし、履行期間については、業務の進捗状況により変更する可能性がある。

(適用)

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書、技術支援業務共通仕様書によるほか、大阪府都市整備部の工事監督支援業務共通仕様書(案)によるものとする。

(特記事項)

第2条 技術支援業務共通仕様書に対し追加等を行う事項は次条以降のとおりとする。

(業務概要及び対象)

第3条 本業務の概要及び対象は以下のとおりとする。

1. 本業務は、箕面市職員及び監督職員を支援し、箕面市の発注業務に関する積算補助及び工事実施の監督の補助等を目的とする業務であり、かつ、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を目的とする業務である。
2. 本業務は、箕面市の発注する工事として、(仮称)新病院予定地周辺整備工事等を対象とする。なお、本業務の実施にあたり近接して北大阪急行線延伸工事及び鉄道新駅(箕面萱野駅・箕面船場阪大前駅)整備工事が進められており、鉄道工事の専門知識を有する調整も発生する他、関連業務への対応も対象とする。ただし、対象業務等に大幅な増減が生じた場合には、協議により設計変更の対象とする。

(管理技術者の業務経験及び資格等)

第4条 管理技術者は、以下の業務経験及び資格等を有する者とする。

1. 管理技術者は、次の業務経験を有するものとする。
  - (1) 平成24年度(2012年度)以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること(照査技術者として従事した業務は実績として認めない)。業務実績には、平成24年度(2012年度)以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。
    - ア. 同種業務：国、都道府県、政令市、地方公共団体、特殊法人等(※1)が発注した土木工事に関する発注者支援業務
    - イ. 類似業務：地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(※2)が発注した土木工事に関する発注者支援業務、又は、国、都道府県、政令市、地方公共団体、地方公

社、公益法人、特殊法人等、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

※1「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人をいう。

※2「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

2. 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

(1) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

(2) 一級土木施工管理技士

(3) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者

(4) (社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者

(5) RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※3)(技術士部門と同様の部門に限る)

※3「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者をいう。

3. 管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係(※4)がなければならない。

※4「直接的雇用関係」とは、管理技術者と本業務の受注者たるその所属する事業者との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在していることをいう。

(担当技術者(土木)の資格)

第5条 担当技術者(土木)は、以下のいずれかの資格等を有し、道路構造令、道路橋示方書、その他関係法令及び基準等を理解し、CAD(AUTO-CAD)、車両軌跡等の描画、エクセル、ワード、パワーポイントの操作に習熟しており、監督職員の指示に対し、迅速に誠意をもって対応する者とする。

1. 技術士(総合技術監理部門－建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)

2. 一級土木施工管理技士

3. 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者

4. (社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者

5. RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

6. 「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

7. 土木関係の技術的行政経験(※5)を5年以上有する者

※5「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、地方公共団体、特殊法人等で職員とし

て従事したことをいう。

(担当技術者(建築)の資格)

第6条 担当技術者(建築)は、以下のいずれかの資格等を有し、建築基準法、消防法、その他関係法令及び基準等を理解し、建築CAD(JW-CADと互換性のあるもの)、エクセル、ワード、パワーポイントの操作に習熟しており、監督職員の指示に対し、迅速に誠意をもって対応する者とする。

1. 一級建築士
2. 一級建築施工管理技士
3. 「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等のうち建築工事に関する実績」と同様の実務経験が1年以上の者
4. 建築関係の技術的行政経験(※5)を5年以上有する者

(配置する技術者の変更)

第7条 管理技術者及び担当技術者は、本業務の履行中であっても、担当技術者等の資質等に起因して本業務の適正な履行ができないおそれのある時は、箕面市が技術者等の変更を受注者に指示することができるものとする。その際、受注者は誠意をもって対応し、本業務の履行に努める。

(打合せ等)

第8条 管理技術者は、監督職員と本業務の履行状況等について、週1回の打合せを行わなければならないものとする。また、個別業務について、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、担当技術者及び業務従事者に対し、直接、箕面市職員及び監督職員が、協議、指示できるものとし、その内容について適切に履行しなければならない。

(管理技術者の行う業務)

第9条 管理技術者は次のように業務に取り組むものとする。

1. 迅速な措置  
管理技術者は監督職員の指示に対し、適切な措置を速やかに講じなければならない。
2. 履行状況把握  
管理技術者は、担当技術者から業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。
3. 発注者との打合せ  
管理技術者は、履行期間中、定期的に週1回は全体の履行状況を報告するため、監督職員と打ち合わせを行うものとし、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から臨時に打合せを求められた場合も、同様とする。

(管理技術者、担当技術者の員数及び業務の内容)

第10条 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者の配置員数と業務内容は以下のとおりとする。

## 1. 技術者の配置

本業務における、技術者の配置及び想定する期間は次のとおりとし、業務期間中は基本的に履行場所に技術者を配置すること。

- (1) 管理技術者 0.5 人/日、延べ 36 か月間
- (2) 担当技術者（土木）1.0 人/日、延べ 30 か月間
- (3) 担当技術者（建築）1.0 人/日、延べ 30 か月間

なお、技術者は、業務の繁忙状況に合わせ、適宜それぞれの業務を補完し円滑に業務を進めるように努めなければならない。

また、配置技術者のみで業務の履行が困難な場合は、円滑に事業を進めるため、受注者として誠意をもって対応しなければならない。

## 2. 業務の内容

担当技術者は、以下の業務を行うにあたり、監督職員の指示に対して、迅速かつ誠意をもって、柔軟に対応しなければならない。課題に対しては、見通しの説明や前向きな提案、改善等を行い、監督職員の技術支援を第一に取り組まなければならない。

### (1) 積算資料作成業務

受注者は、積算に必要な図面、数量取りまとめ、業務にかかる見積書、各種データの作成、積算データ等の入力にあたっては、事前に監督職員と協議のうえ行うものとし、その結果を書面で監督職員に提出するものとする。

### (2) 工事監督支援業務

#### ア. 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成

- (a) 受注者は、監督職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。
- (b) 受注者は、監督職員の指示により工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- (c) 受注者は、次に掲げる項目について監督職員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、監督職員に報告又は提出するものとする。
  - ①設計図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
  - ②設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - ③設計図書の表示が明確でないこと。
  - ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - ⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
  - ⑥工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
- (d) 受注者は、監督職員の指示により工事の設計変更が生じた場合、必要な調査、測量又は図書等の資料作成、設計図書の作成を行い、監督職員に提出するものとする。

イ. 請負工事の施工状況の照合等

- (a) 受注者は、監督職員の指示により、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- (b) 受注者は、監督職員の指示により、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- (c) 受注者は、監督職員の指示により、施工状況を把握し、その結果を監督職員に報告するものとする。
- (d) 受注者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を監督職員に報告するものとする。

ウ. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、監督職員の指示により、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(3) その他業務

ア. 各種調査委託関連

- (a) 箕面市発注の各種調査委託に関して数量の確認及び調査結果を活用した工事発注のための資料を作成し、その結果を監督職員に報告を行う。

イ. 測量・設計委託関連

- (a) 箕面市発注の測量設計委託の成果の確認及び、コンサルとの協議を行い、その結果を監督職員に報告を行う。

(その他特記事項)

第11条 その他特記事項については次のとおりとする。

1. 図書等

業務に必要な各種仕様書及びその他業務に必要な図書等は受注者の負担で手配すること。

2. 業務の実施場所等

- (1) 業務を実施する場所は、箕面市役所別館6階フロアスペースを基本とし、無償貸与する。受注者は貸与された庁舎等の使用に際し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 上記以外の業務に必要な物品等については、受注者の負担で手配し、設置に要する工事等に関しても受注者の負担において行う。
- (3) 本業務で使用した電気料金については箕面市が負担する。

3. 移動用車両等

履行場所と工事現場間の移動は、受注者の負担により行う。

なお、自動車の使用に関しては任意保険に加入すること。万が一事故等が発生した場合は受注者が責任をもって対応し監督職員に報告する。

#### 4. パソコン

業務履行に必要なパソコン及び周辺機器（インターネット回線を含む）については、受注者の負担で手配すること。仕様は下記による。また、本業務を円滑に行うためメールの送受信機能を有するものとする。

- (1) OS Windows 10
- (2) アプリソフト office 2003 同等以上（Word2003 以上、Excel2003 以上、PowerPoint2003 以上）、AutoCAD2004 同等以上、JwCAD 又は JWW、JWC と互換性のある建築 CAD(文字化け、表示バグ、位置ずれ等が生じないこと。)
- (3) ウイルス対策ソフトは常に最新のバージョンを保持すること。
- (4) 台数は業務履行に必要な台数とする。

#### 5. プリンター

業務履行に必要なプリンター及び用紙等消耗品、保守等の費用は受注者の負担で手配すること。なお、機能等については、A3用紙対応のレーザーカラープリンター複合機とする。

また、業務を円滑に行うため、必要に応じ箕面市が指定する機器に接続できる環境を整えること。

#### 6. 設計図書作成準備用システムソフト

設計図書作成準備用システムソフトを手配しインストールするものとする。

なお、業務で使用する公共土木工事積算に使用するシステムについては、箕面市と協議のうえ、決定するものとする。

#### 7. 会計検査等の対応

会計検査等への対応の事務補助においては、履行期間完了後であっても、誠意をもって対応すること。

#### 8. 履行期間完了後の対応

本業務において携わった事項については履行期間完了後であっても誠意をもって対応すること。

#### 9. パソコンの撤去

契約期間満了等により業務に使用したパソコンを撤去又は廃棄する場合は、本業務で使用したデータのバックアップを行ない監督職員に提出する。なお、ローカルディスク及びクラウドデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けること。

以上